

# 一般社団法人 鹿児島県教職員共助会

## 施行細則

制 定 2014（平成26）年4月1日

### 第1章 総 則

（制定の目的）

第1条 この細則は、定款第64条により本会の運営に関する事項を定めたものである。

### 第2章 会 員

（会員の範囲）

第2条 定款第6条に定める者をいう。

2 定款第6条に規定する会員のうち「学校以外の教育機関の職員その他施行細則に定める者」とは、次の者をいう。

- (1) 鹿児島県教職員組合の職員
- (2) 鹿児島県高等学校教職員組合の職員
- (3) 鹿児島県学校生活協同組合の職員
- (4) 鹿児島県教育会館維持財団の職員
- (5) 教職員共済生活協同組合鹿児島事業所の職員
- (6) 鹿児島県教職員互助組合の職員
- (7) 鹿児島県教職員共助会の職員
- (8) その他各教育機関の職員
- (9) 昭和62年3月末までに会員となっていた者
- (10) その他理事会が特に認めた者

（入会申込書と会員異動通知書）

第3条 加入の手続きは、現職教職員にあつては「入会申込書」に、また、退職者にあつては「会員継続届出書」に、それぞれ所定の事項を記入し、理事長に提出するものとする。

2 会員は、改姓、所属所の異動、休職ならびに退職等の事実が発生した場合は、速やかに「会員異動通知書」を理事長に提出するものとする。

3 継続会員は、移転またはその他の理由により現住所に変更があつた場合は、直ちに事務局へ報告しなければならない。

(会員証)

第4条 会員であることを承認された者には、会員証を交付する。

(退会)

第5条 退会する者は、「退会届」に「会員証」を添えて、理事長に提出するものとする。

2 退職に伴う退会の場合は、第1項の提出書類に加えて、「退職辞令の写し」を提出するものとする。ただし、3月末退職者については、「退職辞令写し」は不要とする。

3 継続会員の退会の場合は、第1項の提出書類に加えて、「継続会員会費領収証書」を提出するものとする。

4 本会を退会した者は、再び入会することはできない。ただし、理事長は、当該者の退会の理由に酌量の余地がある場合に限り、理事会の承認を得て、再入会を許可することができる。

### 第3章 会 費

(会費の納入義務)

第6条 会員は、特別な事情がある場合を除き、所定の月額会の会費を当該月内に納入するものとする。また、当該年度内に納入すべき会費は、その年度内に完納しなければならない。

(会費の納入免除・停止)

第7条 会員が、育児休業、無給(病気)休職、介護休暇、看護欠勤等の承認を受けた場合、その期間中の会費の納入を免除する。なお、その期間は在会期間に算入し、給付金の請求は停止しない。

2 休職の承認を受けた者は、「休職通知書」を理事長に提出するものとする。

(会費未納期間の措置)

第8条 理事長は、会員が県外派遣交流等により会費を納入できない場合は、貯金及び貸付金を清算した上、会費の納入を停止することができる。

2 会費納入停止者については、「会費停止承認者名簿」に登録し、その期間は在会年数から除外し、生業資金・弔慰金以外の給付の請求権を停止する。

3 会費停止承認を受けようとする者は、「会費停止承認申請書」を理事長に提出するものとする。

(会費の納入方法)

第9条 会費は、下記のいずれかの方法で納入する。

(1) 教職員福利厚生事務センター引去明細書に基づき、会員の指定する口座からの自動引き落としとする。

- (2) 所属所の共助会係（事務職員等）が、給料から控除し納入する。
  - (3) ゆうちょ銀行または九州労働金庫の会員の提示する口座からの引き落としとする。
  - (4) 第1号から第3号以外の場合は、本会指定の振込み用紙による納入とする。
- 2 継続会員の会費納入は、次条第3項に規定する方法によるものとする。

（会費の額）

- 第10条 現職会員の会費は、前年度の1月支給の基本給（教育職給料表の場合、教職調整額を含む）の100分の1を月額とする。ただし、新入会員の場合は、入会時の基本給の100分の1を月額とする。なお、臨時的任用職員の場合は別途定める。
- 2 現職会員は、会費額算定の基礎資料を共助会係（事務職員等）を通して報告するものとする。
- 3 継続会員の会費は、退職時の生業資金等の内100万円を本会に拠出し、これを会費とする。本会は、会費納入と引き換えに「継続会員会費領収証書」を交付する。（平成5年3月以前については、当該時の会費標準額）

（生業資金等の報告）

- 第11条 事務局は、毎年3月末現在の生業資金、規約貯金、定額貯金及び貸付金残高等を会員に報告しなければならない。

## 第4章 役員及び職員

（役員の仕事）

- 第12条 役員の仕事分担及び専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、本会を代表し、本会の仕事をつとめるとともに、次の事項について専決することができる。
  - ① 役員の出張に関すること。
  - ② 職員の仕事に関すること。
  - ③ 専務理事及び常務理事の専決事項に属さない事項に関すること。
- (2) 専務理事は、理事長を補佐し、事務局仕事を統括するとともに、次の事項について専決できるものとする。
  - ① 理事会及び総会等の諸会議の招集及びそれらに提出する議案に関すること。
  - ② 職員の仕事及び昇格に関すること。
  - ③ 職員の仕事分担に関すること。
  - ④ 職員の仕事に関すること。
  - ⑤ 職員の出張に関すること。
  - ⑥ 照会、応答、報告及び通知の処理に関すること。
  - ⑦ 入会及び退会に関すること。
  - ⑧ 本会諸規程に基づく請求書及び申込書の認定に関すること。

- ⑨ 10万円未満の物品の購入に関する事。
- (3) 常務理事は、理事長を補佐し、経理全般を掌握するとともに、次の事項について専決できるものとする。
  - ① 本会の諸規程に基づく会費、預貯金、貸付償還金及び資産から生ずる果実等の収納に関する事。
  - ② 通常行っている資産の運用に関する事。
  - ③ 備品等の購入及び支払に関する事。
- 2 事務局業務の遂行上必要な業務分担については、常勤役員合議により別に定める。
- 3 理事長、専務理事及び常務理事の専決事項のうち重要なものについては、理事会に報告し承認を受けなければならない。

(職員の職務)

- 第13条 職員は、専務理事の指揮に基づき、本会の会務に従事する。
- 2 職員は、本会組織のいずれかに所属し、属する部の業務に専念するものとする。
    - (1) 事務局長は専務理事を補佐し各部の業務を掌握する。
    - (2) 部長は、担当する部の業務を掌握し、予算の企画とその執行及び決算処理に当たる。
    - (3) 部員は、部長の指示に基づき、その業務を遂行する。

(事務局運営上の規程)

- 第14条 定款第60条第4項に定める事務局運営上の規程は、次のとおりとする。
- (1) 事務局規程
  - (2) 経理に関する規程  
(会計処理規程に準ずる)
  - (3) 旅費規程
  - (4) 就業規則
  - (5) 給与規則
  - (6) 資金運用規程
  - (7) 監査規程
  - (8) その他事務局の運営に必要な規程

## 第5章 会 議

(総会の構成及び定数等)

- 第15条 総会は、定款第11条第1項の規定により選出する代議員をもって構成する。
- (1) 総会代議員の定数は、当該年度4月現在の各地区会員数を基に、会員数400人までを代議員数2人とし、400人を超える分については、会員数200人を増すごとに代議員1人を加える。また、端数が会員数100人以上である場合は、さらに代議員1人を加えるものとする。

- (2) 第2項に定める各地区に、代議員を置く。
- 2 代議員を置く地区の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 鹿児島地区  
鹿児島市（旧郡山町、旧松元町、旧喜入町を除く）、鹿児島郡
  - (2) 指宿地区  
指宿市、旧喜入町、南九州市穎娃町
  - (3) 南薩地区  
枕崎市、南さつま市、南九州市（穎娃町を除く）
  - (4) 日置地区  
いちき串木野市、日置市、旧郡山町、旧松元町
  - (5) 川薩地区  
薩摩川内市、薩摩郡
  - (6) 出水地区  
阿久根市、出水市、出水郡
  - (7) 始良・伊佐地区  
伊佐市、霧島市、始良市、始良郡
  - (8) 曾於地区  
曾於市、志布志市、曾於郡、
  - (9) 肝属地区  
垂水市、鹿屋市、肝属郡
  - (10) 熊毛地区  
西之表市、熊毛郡
  - (11) 奄美地区  
奄美市、大島郡

(代議員の選出)

第16条 代議員は、前条の地区に所属する会員でなければならない。但し、選出された代議員が地区外に転出した場合はこの限りではない。

- 2 各地区の代議員はそれぞれ地区の代議員定数に基づき、現職会員・継続会員から、選出するものとする。
- 3 代議員の選挙に関わる規程は別に定める。

(理事会)

第17条 定款第34条に定める理事会は、次の要領で定例的に行う。

- (1) 5月中旬（総会議案及び決算等）
- (2) 総会当日（常勤理事の互選）
- (3) 7月下旬（公益文化事業補助の承認等）
- (4) 11月上旬（上期決算の承認等）
- (5) 12月中旬（役員選考委員会の委員選任等）
- (6) 3月中旬（次年度経営方針、予算等）

- 2 前項第1号から第6号以外に理事会を開催する必要がある場合は、臨時の理事会として開催する。

(地区運営委員会)

- 第18条 本会の事業の円滑な運営を図るため、第15条に定める各地区に、それぞれ地区運営委員会を設置する。
- 2 地区運営委員会の委員は、地区運営委員会が選任し、理事長が委嘱する。委嘱された委員については理事会に報告するものとする。
  - 3 地区運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 4 地区運営委員会の運営に関する規程は別に定める。

## 第6章 資産の構成等

(資産の構成)

- 第19条 本会の資産は、公益事業等基金及び運用財産をもって構成する。
- 2 第1項の資産のうち、額面5億円を公益事業等基金とし、公益事業等基金以外の資産を運用財産とする。

(公益事業等基金の処分)

- 第20条 公益事業等基金は、処分し又は担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない事情がある場合は、理事会及び総会の議決を経て、処分するものとする。

(事業遂行の費用)

- 第21条 公益事業等基金及び運用財産から生ずる果実は、本会の事業遂行の費用としてすべて充当する。

(改 廃)

- 第22条 この細則は、理事会の議決により改廃することができる。

- 2016年11月4日、第4回理事会で改正、第16条、選出された代議員の選出地区制限を解除
- 2017年3月13日 第6回理事会で改正、第13条、職員の職務に「事務局長」の職務を挿入
- 2019年11月1日 第5回理事会で改正、
  - ・第2条3項を削除「ただし、期限付及び非常勤の教職員は除くものとする」
  - ・第10条会費額の条項に「なお、臨時的任用職員の場合は別途定める」を付加。別途「臨時的任用職員の会員化に伴う特例」を参照